



情報(第 183 号)



令和 6 年 9 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

自己負担限度額とマイナ保険証



健康保険の最大の保障は、業務外の傷病について健康保険を使って検査や治療が受けられることであり、これを「療養の給付」といいます。

この療養の給付を受けるときには、被保険者は、一部負担金を保険医療機関へ支払う必要があります。70 歳未満の被保険者では要した総医療費の 3 割を支払いする必要があります。

この総医療費が高額になると、3 割といえども負担が困難となることから、自己負担限度額が定められており、これは年齢及び標準報酬月額により設定されています。

今号では、総医療費が高額になるときに、便利なマイナ保険証の機能と、今後の療養の給付について考えてみます。

1 自己負担限度額(70歳未満)

自己負担限度額の定めとして、標準報酬月額により次表のとおりです。

所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
①（標準報酬月額 83 万円以上）	252,600 円 + (総医療費※1 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
②（標準報酬月額 53 万～79 万円）	167,400 円 + (総医療費※1 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
③（標準報酬月額 28 万～50 万円）	80,100 円 + (総医療費※1 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
④（標準報酬月額 26 万円以下）	57,600 円	44,400 円
⑤低所得者:被保険者が市区町村民税の非課税者等	35,400 円	24,600 円

※1 総医療費とは、健康保険が適用される保険診療の総額（10 割）です。

※2 診療を受けた月以前の 1 年間に、3 か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4 か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

2 自己負担額の基準

前項の自己負担限度額を計算する場合、次の基準によります。保険医療機関からの請求書（レセプトと呼ばれることが多い）ごとに自己負担限度額を計算することからこのような基準があるわけです。

- (1) 医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来にわけて計算します。
- (2) 医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

3 自己負担限度額を超えるとき

例えば、総医療費が 90 万円となれば、保険医療機関等に対して支払いする一部負担金が 30 万円ということになり、自己負担限度額を超えます。その場合、過去の実務は 30 万円を一旦支払って自己負担限度額を超えた額が払い戻される高額療養費によっていました。この高額療養費では、一時的な支払いであるとはいえ、総医療費が 90 万円を超えるような傷病ならば、次月においても総医療費が多額になることが通常で、大きな負担となります。

そこで、保険医療機関に対する支払いが、当初から自己負担限度額までとなる仕組みが構築されたのです。

それが、「限度額適用認定証」の利用で、被保険者が健康保険協会へこの交付申請をすることによって発行され、保険医療機関に提示すると、当該保険医療機関ではこれによって自己負担限度額を知ることができるので、3 割ではなく、自己負担限度額のための請求となるわけです。

4 マイナ保険証による受診

個人番号カードを健康保険証として利用登録（マイナ保険証）していれば、被保険者証を提示するのではなく、マイナ保険証を保険医療機関に設置してあるカードリーダーへ挿入、本人確認をすることで、療養の給付が受けられます。

そして、マイナ保険証によった場合は、限度額適用認定証の提示をしなくとも自己負担限度額のための支払いですみます（限度額情報の表示に同意する）。ひと手間不要であり、緊急の入院といったときにも便利です。

5 療養の給付の二極化

さて、被保険者証が廃止される令和 6 年 12 月 2 日が目前に迫ってきました。今、お持ちの被保険者証は、令和 7 年 12 月 1 日まで有効※3 とする経過措置が設けられているとはいえ、紛失すると再発行はあり得ません。被保険者証又はマイナ保険証を提示しないと、受診したときに総医療費の 10 割を支払ってくださいとなるのです。

以上から、当職はマイナ保険証による受診を推奨しています。ちょっと面倒なのは、個人番号カードは、交付を受けることは任意とされているため、マイナ保険証を所持していない方には、本年 12 月 2 日以降、「資格確認書」が交付されることから（申請不要）、当該人は、当面、被保険者証又は資格確認書によって保険医療機関等を受診することになるのです。こちらでは医療費が高額になるなら当然、限度額適用認定証が必要となります。

※3 令和 7 年 12 月 2 日以降無効となり、回収を予定していません。

6 マイナ保険証へ統一化

同じ企業内において、マイナ保険証活用者と資格確認書活用者に二極化するわけで、担当者も委託を受けている社会保険労務士は、「えーっとどうだっけ」と困惑する事態が予想されます。

これはどう考えても非効率で、被保険者・被扶養者の全員がマイナ保険証に統一できるよう取組みされるとよいのです。